

NO&T U.S. Law Update 米国最新法律情報

2019年5月 No.43

OFAC 規制—最新事例・指針の紹介と M&A 取引との関係で留意すべきポイント

弁護士 大久保 涼

弁護士 佐藤 恭平

はじめに

2019年に入り、米国財務省の外国資産管理室（The Office of Foreign Assets Control（以下「OFAC」といいます。))がOFAC規制と呼ばれる米国の経済制裁関連法令に違反した当事者と和解に至った二つの事例を公表しました。

一つ目は、化粧品販売等の事業を行う米国カリフォルニア州の e.l.f. Cosmetics, Inc.（以下「ELF社」といいます。）の事例で、同社が中国のサプライヤーから輸入したつけまつげに北朝鮮から提供された製品が含まれていたことを理由に米国の北朝鮮制裁関連法令に違反したことが問題となりました。

二つ目は、電動工具や家庭用工具の製造業者である米国コネチカット州の Stanley Black & Decker, Inc.（以下「SBD社」といいます。）の事例で、同社が2013年に買収した中国子会社である Jiangsu Guoqing Tools Co. Ltd.（以下「GQ社」といいます。）が、買収後も電動工具及びスベア部品をイランのエンドユーザーに提供していたことを理由に米国のイラン制裁関連法令に違反したことが問題となりました。

ELF社の事例では米国企業による行為そのものが問題となりましたが、SBD社の事例では米国企業の中国子会社（非米国企業）による行為が問題となりました。今回のニュースレターでは、広範に亘るOFAC規制の骨子を紹介した上で¹、上記の事例で問題となったOFAC規制との関係で日系企業が注意すべき場面や注意すべき事項について検討します。

OFAC 規制の概要

OFACは、米国の外交政策や安全保障の観点から、一定の国、法人、自然人等を対象とした取引制限、資産凍結等の経済制裁を統括しており、これらの規制は一般にまとめてOFAC規制と呼ばれています。各経済制裁は、それぞれ一又は複数の法令に基づき策定され、大統領命令（Executive Order）に従い、OFACにより実施及び執行されます。また、OFACは、輸出管理規制（Export Administration Regulations）を統括する米国商務省産業安全保障局や、国際武器取引規則（International Traffic in Arms Regulations）を統括する国防貿易管理課等の政府機関による輸出規制を補完する役割も担っています。

¹ 本ニュースレターは、規制対象が広範であり、かつ、規制内容が頻繁にアップデートされるOFAC規制を網羅的に説明するものではない点、ご留意下さい。

OFAC が統括する各種の経済制裁の概要は OFAC が公表しているウェブサイトで確認することができます²。基本的には、米国人・米国人法人と、指定された国 (Countries)、政府 (Regimes)、産業 (Industries)、事業体 (Entities) 又は自然人 (Individuals) との取引等を禁じる内容となっておりますが、規制対象の行為や遵守要件はそれぞれの経済制裁によって内容が大きく異なる上、規制内容が頻りにアップデートされることから、特定の取引が OFAC 規制の対象か否かは慎重に確認する必要があります。経済制裁の態様としては、包括的経済制裁、政権を対象とする経済制裁、リストに基づく経済制裁等があり、包括的経済制裁は特定の国を相手とするほぼ全ての取引行為を禁じるもので、政権を対象とする経済制裁は、国全体を対象とするものではなく、特定の政権、政府機関、政権の構成員等を対象とするものです。また、リストに基づく経済制裁は、Specially Designated Nationals List (いわゆる SDN リスト)、Foreign Sanctions Evaders List、Sectorial Sanctions Identifications List 等で指定された特定の個人、法人、組織等との取引等を禁じるものです。

ELF 社の事例では、北朝鮮制裁関連法令のうち、北朝鮮の物品、サービス又は技術の米国への輸入を禁じる規定に違反する行為があったとされ、また、SBD 社の事例では、イラン制裁関連法令のうち、物品、サービス又は技術のイランへの輸出を禁じる規定等に違反する行為があったとされています。OFAC 規制は基本的には米国人、米国居住者、米国人法人並びに米国内に所在する人及び法人を対象としていますが、イラン制裁関連法令及びキューバ制裁関連法令は米国人や米国人法人により保有又は支配されている米国外の会社にも適用があり³、今回の SBD 社の事例では SBD 社の中国子会社による違反が問題となりました。

ELF 社の事例（北朝鮮制裁関連法令違反）

米国企業である ELF 社が、2012 年 4 月 1 日から 2017 年 1 月 28 日までの間に中国のサプライヤー二社から米国に輸入したつけまつげ製品（合計額 4,427,019.26 ドル）について、原料の一部が北朝鮮から提供されたものであることを理由に北朝鮮制裁関連法令違反⁴に問われ、ELF 社が OFAC に対して 996,080 ドルを支払うことで和解に至りました⁵。OFAC は、ELF 社において OFAC 規制に関するコンプライアンスプログラムが存在していないか又は不十分であったこと、また、北朝鮮制裁関連法令違反が生じるリスクが高いと考えられている地域からの製品の輸入であるにもかかわらず、ELF 社が製品の品質に関する調査しか実施しておらず、中国のサプライヤーに対して米国経済制裁に関連する適切なサプライチェーンのデュー・ディリジェンスを実施していなかったことを問題視しました。

ELF 社は、北朝鮮制裁関連法令違反の取引を停止した上で、将来の違反を抑止するために、OFAC との和解合意の中で次の対策を採ることを誓約しました。

- ELF 社の製品に使用される製品やサービスの供給国を検証するためのサプライチェーンの監査を実施すること
- サプライヤーに対して米国の輸出管理規則及び制裁関連法令を遵守している旨の証明書に署名することを求める手続を採ること
- 製品の原料に関連する支払情報の確認やサプライヤーの銀行取引明細書のレビュー等を含む、より強化されたサプライヤーの監査を実施すること
- 米国及び中国において、重要な従業員に対して、外部カウンセルによる米国制裁関連法令及びその他の関連する米国法規制に関する追加トレーニングを提供すること

² <https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/programs/pages/programs.aspx>

³ イラン制裁関連法令は、米国人、米国居住者又は米国人法人により保有又は支配されている米国外の法人・組織にも適用があります。「保有又は支配されている」とは、議決権若しくは価値において過半数を保有されている場合、Board of Directors の過半数をコントロールされている場合、又は法人・組織の行為、方針若しくは人事権をコントロールされている場合を指します (Iran Threat Reduction and Syria Human Rights Act の Section 218 参照)。

⁴ 違反の場合、民事制裁金 (civil penalty) が課される可能性があり、故意による違反の場合には、罰金や 20 年以下の懲役 (自然人の場合) が課される可能性もあります。

⁵ https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/CivPen/Documents/20190131_elf.pdf

- 従業員及び中国のサプライヤーのために米国制裁関連法令に関する義務的なトレーニングを実施するとともに、新入社員のための追加の義務的トレーニング並びに既存の従業員及び中国のサプライヤーのための定期的な再教育トレーニングを実施すること

制裁対象国との直接の取引に限らず、非制裁対象国から制裁対象国の原料が使用された製品を輸入することも北朝鮮制裁関連法令の規制対象であり、今回の事例のように当事者に北朝鮮制裁関連法令違反の実際の認識がなかったとしても責任を追及される可能性があります。典型的に北朝鮮制裁関連法令違反が生じるリスクが高い地域との取引を行う場合に、どの程度のデュー・ディリジェンスを実施すれば十分なのか、また、米国経済制裁関連法令を遵守するためのコンプライアンス体制をどの程度整備すれば十分なのかという点は取引の規模や性質によって異なると考えられていますが⁶、上記の和解合意において示された対策は、同様の取引を行う米国企業が実施すべき対策を検討する上で参考になるものと考えられます。

SBD 社の事例（イラン制裁関連法令違反）

米国企業である SBD 社の中国子会社である GQ 社が、UAE 及び中国に所在する貿易会社を介してイランのエンドユーザーに対して電動工具及びスペア部品を提供したことを理由にイラン制裁関連法令の違反⁷に問われ、SBD 社が OFAC に対して 1,869,144 ドルを支払うことで和解に至りました⁸。SBD 社は 2013 年 5 月に GQ 社の持分の 60% を取得していますが、当該買収前の 2011 年に SBD 社が実施した GQ 社に対するデュー・ディリジェンスによって GQ 社がイランへの輸出を行っていたことが発見されました。そのため、SBD 社は、GQ 社を買収する際に、GQ 社によるイランやその他の制裁対象国との取引の停止を買収の前提条件とした上で、買収後に GQ 社の従業員に対するコンプライアンス指針及び手続のトレーニングを実施するとともに、GQ 社の従業員の一部に顧客スクリーニングツールに関するトレーニングを受けさせる等の対策を講じていました。しかし、これらの対策にもかかわらず、GQ 社は、SBD 社による買収後の 2013 年 6 月から 2014 年 12 月までの間に合計 3,201,648 ドルの電動工具及びスペア部品をイランに対して提供しており、GQ 社の取締役会の構成員、上級経営陣及び従業員はこれらの違反行為を認識してはいただけでなく、イランとの取引を促進し、かつ、これらの取引を隠蔽していました。

SBD 社は、上述のとおり GQ 社の買収前に米国経済制裁に関連するデュー・ディリジェンスを実施した上で買収後にトレーニングの実施等の対策を講じていましたが、GQ 社において買収後に OFAC 規制が遵守されていることを確実にするための監査やリスク評価が実施されていなかったことが問題視されました。GQ 社による違反行為が発見された後、SBD 社は直ちに GQ 社によるイランへの輸出を中止するとともに、以下を含めた 26 の施策を講じることを誓約しました（これら 26 の施策は OFAC との和解合意に明記されています。）。

- 経営陣による社内のコンプライアンス文化の促進
- 制裁関連法令違反について責任のあるマネージャーを今後雇用しないこと
- 制裁関連法令に焦点を当てた定期的なリスク評価の実施
- 定期的な監査の実施
- 制裁関連法令遵守のための部門の従業員や高リスク地域での事業に関わる従業員を含む関連従業員に対する制裁関連法令に関するコンプライアンス指針及び手続の周知
- 定期的なリスク評価のアップデート並びに制裁関連法令に関するコンプライアンス指針、手続及び実務の見直し
- 関連従業員に対する制裁関連法令に関するトレーニングの実施（少なくとも 1 年に一度）
- 制裁関連法令に関するトレーニングによって、従業員や関係者（顧客、サプライヤー、取引の相手方等）に対して十分な情報及び指示が提示されていることを確実にすること

⁶ 2019 年 5 月 2 日に公表された OFAC 規制に関するコンプライアンスプログラムの指針については、5 をご参照下さい。

⁷ 違反の場合、民事制裁金（civil penalty）が課される可能性があり、故意による違反の場合には、罰金や 20 年以下の懲役（自然人の場合）が課される可能性もあります。

⁸ https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/CivPen/Documents/20190327_decker_settlement.pdf

この事例において、OFAC は、米国外の企業を買収する場合の米国経済制裁関連法令の観点からの買収前後のデュー・ディリジェンス並びに監査、監督及び検証の重要性を強調しています⁹。特に、地理的条件、顧客、サプライヤー、製品等の観点から典型的に米国経済制裁関連法令違反が生じるリスクが高いと思われる企業を買収やそのような企業とのジョイントベンチャーの組成については、買収前後のデュー・ディリジェンスやコンプライアンス体制の構築がより重要視されるものと思われまます。

本件と類似した事例として、2019年2月7日、米国企業である Kollmorgen Corporation（以下「Kollmorgen 社」といいます。）のトルコの子会社が、イランのエンドユーザーに対して製品を提供したことを理由にイラン制裁関連法令違反に問われ、Kollmorgen 社が OFAC に対して 13,381 ドルを支払うことで和解が成立しました¹⁰。上記の SBD 社のケースは、Kollmorgen 社のケースと併せて、これまではあまり行われてこなかった、米国企業が保有又は支配する米国外の企業のイラン制裁関連法令違反の責任追及を積極的に行っていくというトランプ政権下における OFAC の姿勢の表れと捉えることができます。

日系企業への影響と OFAC による指針の公表

ELF 社の事例で問題となった北朝鮮制裁関連法令は、基本的に米国人、米国居住者、米国法人並びに米国内に所在する人および法人が対象とされているため、これらに該当する日本企業の米国子会社や米国所在の関係会社は、直接の取引相手が非制裁対象国であったとしても、取引相手から米国内に輸入する製品に北朝鮮の原料が使用されていないこと等について注意を払う必要があります。具体的には、サプライチェーンのデュー・ディリジェンスの実施に加え、サプライヤーから米国の輸出管理規則及び制裁関連法令を遵守している旨の証明書を取得する等、ELF 社の事例で明示された米国経済制裁法令を遵守するための各種対策を実施することが、北朝鮮制裁関連法令の違反の抑止及びもし違反があった場合の企業の責任の軽減の観点から重要になります。

他方、イラン制裁関連法令は米国人や米国法人により保有又は支配されている米国外の法人・組織にも適用があるため、例えば、日本企業が米国子会社を通じて米国外の会社を買収する場合に上記の SBD 社の事例と同様の問題が生じる可能性があります。その場合、買収対象会社に対する事前の適切なデュー・ディリジェンスを実施し、買収後に制裁関連法令を遵守するための適切なコンプライアンス体制を構築することが重要になります。SBD 社の事例の和解合意において示された上記の施策は、同様の状況において米国企業（及びその子会社）が採るべき OFAC 規制に関するコンプライアンス体制として参考になるものと考えられます。

上記の事例が公表された後、2019年5月2日、OFAC は米国経済制裁に関するコンプライアンスプログラムについての指針（A Framework for OFAC Compliance Commitments）を公表しました¹¹。かかる指針では、OFAC 規制の対象となる企業は、コンプライアンスプログラムの策定、実施及び定期的なアップデートによってリスクベースでの OFAC 規制の遵守に取り組むべきであること、コンプライアンスプログラムの具体的な内容は企業の規模、洗練度、取り扱う製品及びサービス、顧客、取引相手、地理的条件等の要素によって異なること、また、コンプライアンスプログラムには少なくとも（1）経営陣のコミットメント、（2）リスク評価、（3）内部統制、（4）テスト及び監査、並びに（5）トレーニングの5つの要素が組み込まれるべきであること等が明示されています。OFAC 規制に関するコンプライアンスプログラムの内容や程度は、実際に企業が OFAC 規制に違反した場合に OFAC が企業に対するペナルティの内容・程度を決定する際の一つの要因になり得るところ¹²、この指針は、現時点において OFAC がベストプラクティスと考える OFAC 規制に関するコンプライアンスプログラムの内容を示したものであるため、OFAC 規制の対象となる企業としては、上記指針の内容を踏まえて自社の OFAC 規制に関するコンプライアンスプログラムの内容に問題がないかを改めて確認することが重要となります。

⁹ https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/CivPen/Documents/20190327_decker.pdf

¹⁰ https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/CivPen/Documents/20190207_kollmorgen.pdf

¹¹ https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Documents/framework_ofac_cc.pdf

¹² ELF 社の事例では、OFAC に関するコンプライアンスプログラムが存在していないか又は不十分であったことがペナルティを決定する際の責任加重要素（aggravating factor）として挙げられています。

最後に、OFAC 規制には、今回問題となった主に米国人・米国法人を対象とする規制のほか、非米国人・非米国法人を対象とする「二次的制裁」と呼ばれる規制も存在します。二次的制裁の対象となる行為は様々ですが、米国外における行為も対象となり、例えば、①北朝鮮からの指定された鉱物の大量購入、②物資、サービス若しくは技術の北朝鮮への重大な輸出又は北朝鮮からの重大な輸入、③イランのエネルギー、輸送若しくは造船部門の一員又は港の運営に従事する者へのサポート等が挙げられます。二次的制裁の対象となる行為を行った場合の制裁措置は、規制により様々ですが、例えば、米国における資産凍結、米国金融機関との取引規制、制裁対象者への輸出に関するライセンスの不発行、制裁対象者の経営陣等に対するビザの不発行等があります。従って、米国において事業を行う日本企業、米国に輸出を行っている日本企業、米国に資産を有している日本企業は、これらの規制の最新動向を把握しておく必要があります。

以上

2019年5月14日

[執筆者]



大久保 涼 (弁護士・NY オフィス共同代表)

ryo_okubo@noandt.com

1999年東京大学法学部卒業。2006年 The University of Chicago Law School 卒業(LL.M.)。2006年～2008年に Ropes & Gray LLP (ボストンおよびニューヨークオフィス) に勤務。2000年弁護士登録(第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所、2018年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨークオフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 共同代表。ニューヨークを拠点として、主に日米間の M&A、ファイナンス取引その他の企業活動全般について、日本及び米国のクライアントに対して継続的に助言している。



佐藤 恭平 (弁護士・アソシエイト)

kyohei_sato@noandt.com

2006年早稲田大学法学部卒業。2008年早稲田大学大学院法務研究科修了。2015年 Fordham University School of Law 卒業 (LL.M. in Banking, Corporate, and Finance)。2009年弁護士登録(第一東京弁護士会。2014年に留学のため弁護士登録を一時抹消し、2015年再登録。)、長島・大野・常松法律事務所入所。入所以来、M&Aを中心に様々なコーポレート案件に従事する。2015年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨークオフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) に勤務し、近時はニューヨークを拠点として、日本及び米国における企業法務に関するアドバイスを幅広く提供している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700

New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として2010年9月1日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、450名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えるほか、ジャカルタに現地デスクを設け、北京にも弁護士を派遣しています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T U.S. Law Update の配信登録を希望される場合には、<<http://www.noandt.com/publications/newsletter/index.html>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所から其他のご案内も送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。